

下水排除基準(六価クロム化合物)の改正について

○改正内容

2024年(令和6年)1月4日に「下水道法施行令の一部を改正する政令」が公布され、2024年(令和6年)4月1日から「六価クロム化合物」の下水排除基準が以下のように強化されます。

下水排除基準	改正前	改正後
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	0.2mg/L以下

○経過措置

特定施設を既に設置している事業場は、

6カ月間※は改正前の基準値0.5mg/L以下が適用されます。

※一部の事業場は1年間(詳細はお問い合わせください)

○暫定基準

以下の業種については3年間の暫定基準が適用されます。

- ・ 業種 電気めっき業
- ・ 暫定基準 六価クロム化合物 0.5mg/L以下
- ・ 期間 2024年(令和6年)4月1日から
2027年(令和9年)3月31日まで

問い合わせ先

福岡市 道路下水道局 下水道施設部 水質管理課 水質指導係
福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話番号：092-711-4512 FAX番号：092-711-1875

E-mail：suishitsu.RSB@city.fukuoka.lg.jp